

地方独立行政法人京都市産業技術研究所人材育成事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、中小企業等の技術者に対する人材育成事業を実施することにより、中小企業等における優秀な技術者の育成を図り、もって中小企業等の振興及び発展に資することを目的とする。

(研修の内容等)

第2条 中小企業等の技術者に対して地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伝統産業技術後継者育成研修 京都市における伝統的な技術による京焼・清水焼、西陣織、京友禅、京漆器、その他の工芸品の製作に係る産業（以下「伝統産業」という。）に従事する中小企業等の技術者の後継者を育成し、及びその能力を開発するための研修
- (2) 技術開発・プロセス管理研修 前号に掲げるもののほか、伝統産業から先端産業までの幅広い業種に従事する中小企業等の技術者の技術開発・プロセス管理能力を高めるための研修

2 前項の研修（以下「研修」という。）の定員、科目、時間数及び期間は、別に定める。

(受講資格)

第3条 研修を受講することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、理事長が特に適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 伝統産業技術後継者育成研修 次のいずれかに該当すること。
 - ア 京都市の区域内において伝統産業を営む中小企業の事業主又はその従業員であること。
 - イ 伝統産業に関する技術的な業務について1年以上の経験を有する者であること。
 - ウ 大学等において伝統産業に関する専門的な教育を履修している者あるいは履修した者
- (2) 技術開発・プロセス管理研修 次のいずれにも該当すること。
 - ア 中小企業等の事業主又はその従業員であること。
 - イ 受講しようとする研修に関する業務について実務経験を有する者であること。

(受講の申込み)

第4条 研修を受講しようとする者は、別に定める方法により理事長に申し込まなければならない。

(受講の許可)

第5条 理事長は、前条の規定による受講の申込みがあったときは、選考を行い、適当と認めるときは、当該申込者に対し、受講を許可するものとする。

(受講票の交付)

第6条 理事長は、前条の規定により受講の許可を受けた者（以下「研修生」という。）に対し、受講票を交付することがある。

2 前項の受講票の交付を受けた研修生は、受講中は、当該受講票を携帯しなければならない。

（受講料）

第7条 研修生は、当該研修の実施に必要な費用の範囲内において別に定める額の受講料を納入しなければならない。

2 受講料は、最初の研修の日までに納入しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（受講料の還付）

第8条 既納の受講料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（研修に専念する義務）

第9条 研修生は、受講中は、理事長の指示に従い、研修に専念しなければならない。

（届出）

第10条 研修生は、住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

（受講の許可の取消し等）

第11条 理事長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による許可を取り消し、又は研修を受講させないことがある。

- (1) 正当な理由がなく繰り返し研修を欠席し、又は遅刻をしたとき。
- (2) 研修の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 病気等のため研修を受講することが困難であるとき。
- (4) この規程又はこの規程に基づく理事長の指示に違反したとき。

（修了証書の授与）

第12条 理事長は、研修の期間を通じて誠実に研修を受講し、当該研修を修了した研修生に対し、修了証書を授与する。ただし、研修の期間が短期であるときその他理事長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。